

第 86 号

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県立農業大学校条例（昭和57年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条を第11条とし、第4条の次に次の6条を加える。

（使用の許可）

第5条 大学校の施設及び設備のうち、別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第6条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- （1） 大学校における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2） 大学校の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3） その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- （4） その他使用させることが大学校の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第7条 知事は、第5条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 第5条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- （4） 前条第3号に該当することとなったとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料（以下この条及び次条において「使用料」という。）は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により大学校の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条、第8条関係)

区分	金額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
研修交流館会議室1及び会議室2	11,750円	15,670円
研修交流館会議室1	6,850円	9,140円
研修交流館会議室2	4,900円	6,530円
研修交流館宿泊室	1人1泊につき 1,580円	
研修交流館シャワー	1人1回につき 100円	

第2条 熊本県立農業大学校条例の一部を次のように改正する。

別表研修交流館会議室1及び会議室2の項中「11,750円」を「11,970円」に、「15,670円」を「15,960円」に改め、同表研修交流館会議室1の項中「6,850円」を「6,980円」に、「9,140円」を「9,310円」に改め、同表研修交流館会議室2の項中「4,900円」を「4,990円」に、「6,530円」を「6,650円」に改め、同表研修交流館宿泊室の項中「1,580円」を「1,610円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の熊本県立農業大学校条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、一部施行日前の使用に係る使用料については、

なお従前の例による。

- 3 新条例の使用料については、一部施行日前においても、新条例の使用料に関する規定の例により、新条例に定める額を徴収することができる。

(提案理由)

農業大学校に新たに研修交流館を設置することに伴い、当該施設のうち、会議室、宿泊施設等の使用許可、使用料等に関する規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。